

(証券コード 7944)

2010年6月2日

株 主 各 位

静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1

ローランド株式会社

取締役社長 田 中 英 一

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2010年6月17日（木曜日）午後5時15分までに書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|-----------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2010年6月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクトシティホテル浜松 4階 平安の間 |

開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第38期（自 2009年4月1日 至 2010年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（自 2009年4月1日 至 2010年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

- ① 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- ② 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使された場合には、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

5. 議決権の行使についてのご案内

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2010年6月17日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（77頁から78頁まで）をご高覧の上、パソコン又は携帯電話から当社の議決権行使サイト(<http://daiko-sb.gcan.jp>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って2010年6月17日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.roland.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2009年4月1日
至 2010年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、前年度の金融危機に端を発した景気後退により、企業の設備投資の抑制、個人消費の低迷が継続しました。年度後半には景気に緩やかな回復基調が見られたものの、依然として先行きについては不透明感が残り、日本国内では円高の影響も大きく、厳しい経営環境となりました。

このような状況の下、電子楽器事業では、コスト、在庫、機種数の3つの削減を中心とした事業効率化の取組みを継続する一方、ショップ・イン・ショップ展開等のお客様への直接訴求を強化するとともに、楽器演奏を通じて生活の質の向上を提案するコンセプト「Better Life with Music (ベター・ライフ・ウィズ・ミュージック)」を掲げ、新規需要の開拓にも引き続き取り組みました。このような活動の下、電池駆動に対応した楽器用アンプやシンセサイザー、及び電子ピアノの新製品が販売好調であった一方、高価格帯を中心とした既存製品について全般的に販売が伸び悩みました。地域別では、為替の影響を除くと、豪州・ブラジルにおいては前期を上回りましたが、日本国内及び欧州では約10%、北米では個人消費低迷の影響が大きく約25%の減収となりました。

結果、円高の影響も加わり、売上高は454億86百万円（前期比22.7%減）、損益面では、コストや在庫の削減による事業効率化の効果があったものの、減収に加え、円高による海外販社の原価率悪化もあり、18億70百万円の営業損失（前期は営業利益14億89百万円）となりました。

コンピュータ周辺機器事業では、「カラー（業務用大型カラープリンター）」と「3D（3次元入出力装置）」の二分野へ資源を集中させるとともに、厳しい経済環境に対応するため、在庫の圧縮や経費削減、業務の効率化等を推進しました。

結果、円高の影響も加わり、売上高は295億47百万円（前期比29.0%減）、損益面では、コスト削減の効果があったものの、減収に加え、生産調整と円高による海外販社の原価率悪化の影響が大きく、営業利益10億57百万円（前期比82.2%減）となりました。

以上の結果、全体の売上高は750億34百万円（前期比25.3%減）、8億13百万円の営業損失（前期は営業利益74億30百万円）、5億41百万円の経常損失（前期は経常利益60億50百万円）、20億90百万円の当期純損失（前期は当期純利益10億47百万円）となりました。

【電子楽器事業】

〔電子楽器〕

シンセサイザーは、電池駆動のショルダー・タイプやモバイル・タイプ等の新製品が売上に貢献し、日本国内や豪州・ブラジルで前期を上回ったものの、北米と欧州を中心として主力製品で販売が大きく減少しました。電子ドラムは、国内外で普及価格帯の新製品が好調に推移し、豪州・ブラジルでは前期を大幅に上回ったものの、北米と東南アジアを中心に中高価格帯製品の販売が振るわず、電子ドラム全体で販売が減少しました。結果、売上高は183億64百万円（前期比25.8%減）となりました。

〔ギター関連電子楽器〕

ギター用エフェクターは、複数の機能を持ったマルチ・タイプの中価格帯新製品が堅調に推移し、豪州・ブラジルでは販売が前期を上回りましたが、日本国内を中心にラインアップが豊富な単機能コンパクト・タイプが低調に推移するなど、ギター用エフェクター全体としては販売が減少しました。また、マルチ・トラック・レコーダーは市場縮小の影響により、当社製品群も販売が大幅に減少しました。結果、売上高は90億18百万円（前期比23.6%減）となりました。

〔家庭用電子楽器〕

電子ピアノは、日本国内で年度後半に発売した新音源「スーパーナチュラル・ピアノ音源」を搭載した新製品の販売が好調に推移し、販売が前期を上回りました。また、新規分野として注力してきた電子アコーディオンの販売が各国市場において成長を見せましたが、北米を中心とした個人消費低迷による電子ピアノや電子オルガンの販売減少の影響が大きく、結果、売上高は96億28百万円（前期比19.9%減）となりました。

[映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器]

コンピュータ・ミュージック機器は、音楽制作のソフトウェア会社（Cakewalk, Inc.）を新たに連結会社に加えたことで売上が増加し、ソフトウェアとハードウェアをパッケージ化した音楽制作システムの普及価格帯製品も販売が好調に推移しました。しかし、ポータブル・レコーダーにおいて他社との競合が激化したことによる販売減少の影響が大きく、全体では低調に推移しました。映像・音響機器は、放送局など企業の設備投資が減少した影響を受け、販売が減少しました。結果、売上高は57億14百万円（前期比17.5%減）となりました。

[その他]

通信カラオケ機器用音源等の販売や音楽教室の収入が減少し、全体での売上高は27億60百万円（前期比18.2%減）となりました。

結果、電子楽器事業の売上高は454億86百万円（前期比22.7%減）、営業損失は18億70百万円（前期は営業利益14億89百万円）となりました。

【コンピュータ周辺機器事業】

「カラー（業務用大型カラープリンター）」の分野では、市場が成熟期を迎えるサインビジネスに向けて、低価格帯製品の投入により市場の低価格ニーズに対応するとともに、世界初のメタリックシルバーインクを搭載した低溶剤系大型インクジェットプリンターを投入し、新たな付加価値の提案を行いました。また、前期に新たに開発したUVプリンターのラインアップの充実を図るとともに、販売網の構築や用途提案等の販売促進を行い、市場開拓に努めました。しかし、当連結会計年度全体を通じて、企業の設備投資抑制や資金調達環境の悪化等が影響し、販売は前期を大幅に下回りました。また、インクを中心としたサプライ品も、年度後半にかけては回復傾向にあったものの、販売は前期を下回りました。

「3D（3次元入出力装置）」の分野では、彫刻や宝飾・アクセサリー製作等の工芸分野において、国内では製品講習によるお客様への製品活用支援、海外では販路開拓等、新たな顧客層の開拓に努めました。しかし、年度後半にかけてモノづくり分野向けの製品を中心に販売に持ち直しの動きが見られたものの、企業の設備投資抑制や教育機関の予算削減が長期化したこと等が影響し前期を下回る販売となりました。

結果、コンピュータ周辺機器事業の売上高は295億47百万円（前期比29.0%減）、営業利益は10億57百万円（前期比82.2%減）となりました。

(単位：百万円)

	電子楽器事業		コンピュータ周辺機器事業	
	売上高	営業利益又は 営業損失(△)	売上高	営業利益
第38期 (当連結会計年度) (2010年3月期)	45,486	△1,870	29,547	1,057
第37期 (2009年3月期)	58,875	1,489	41,631	5,940
増減率	△22.7%	－	△29.0%	△82.2%

2. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

ローランド・グループは創業以来、世界初、日本初となる革新的な新製品をマーケットに提供してきました。将来にわたってお客様のニーズに対応する新製品の創造、新規分野の開拓を追求し続けます。

イメージを音にする、映像にする、形にする、それを組み合わせる。これがローランドにとってのチャレンジであり、その活動の根底にある精神は、ローランド・グループが掲げる3つのスローガンに集約されています。

- ・創造の喜びを世界にひろめよう
- ・BIGGESTよりBESTになろう
- ・共感を呼ぶ企業にしよう

(2) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

ローランド・グループは幅広い商品を扱うため、それぞれの分野でのアイデンティティを高めるため、事業と製品群に応じたマルチブランド戦略を展開しています。

【電子楽器事業】

電子楽器全般

Roland

ギター関連機器

BOSS

映像関連機器

EDIROL

コンピュータ・ミュージック

Cakewalk

大型クラシックオルガン

Rodgers

業務用音響機器

RSS

【コンピュータ周辺機器事業】

Roland DG

市場の変化に迅速に対応するため、ローランド・グループはそれぞれのブランドに集中した経営体制を整備しています。グループ各社がそれぞれのブランド価値向上を軸に活動を行い、全体として安定した収益基盤の確保を目指します。

以下は事業別の戦略と課題です。

【電子楽器事業】

① 「Better Life with Music (ベター・ライフ・ウィズ・ミュージック)」の実現

「Better Life with Music」は、楽器演奏を通じて生活に潤いを与える音楽の楽しみをご提案する、ローランドの楽器需要創造の取組みです。楽器演奏に興味はあるが踏み出すことのできないお客様の課題やご要望を、ひとつひとつ解決していくことで、より多くの方に楽器演奏を楽しんでいただくことができます。暮らしの中にもっと音楽を。ローランドは、楽器を演奏する楽しさと、より多くの喜びをご提案しています。

② 「REALTIME 301 PROJECT (リアルタイム301プロジェクト)」の推進

「カテゴリー別No. 1 商品を創り育てる」、「商品の市場価値を30%UPする」ことを目標とした「REALTIME 301 PROJECT」を推進しています。既存市場にターゲットを定め、そのニーズを明確化し、よりニーズに適した製品を開発します。情報化、グローバル化を背景としてお客様のニーズが多様化する中、それぞれの満足度を高めていくために、より柔軟で迅速な活動を目指しています。

③ 成長分野の取組み

鍵盤楽器、打楽器、ギター関連機器等を中心とした楽器分野に加え、業務用音響・映像機器とコンピュータ・ミュージックをベースとしたホームレコーディングの分野を、新たな成長分野と位置付け、販売拡大に注力しています。

デジタル化が進む業務用音響・映像機器の分野では、コンサート等のライブ演奏の演出から、収録、編集、制作までを一貫して行える「音と映像のトータル・ソリューション」のご提案を引続き推進します。

また、ホームレコーディングの分野では、パソコン性能の向上により、ご家庭でも高度な音楽制作が可能となってきました。高音質で快適な音楽制作を実現する、ハードとソフトを融合したソリューション・パッケージのご提案により、需要開拓を図ります。

④ グローバル生産体制の構築

日本で開発した基礎技術、応用技術をベースとして、生産は消費地に近い拠点で行う「ローカル・プロダクション」を推進しています。輸送等の事業効率の向上のみならず、地域ごとに異なるニーズに沿った商品供給を目指します。中国の生産拠点においても、低価格帯商品の輸出だけではなく、中国国内市場を視野に入れた生産拡充を進め、日本、台湾、北米、欧州の生産拠点と合わせ、より柔軟に対応できるグローバル生産体制の構築を目指します。

⑤ 音楽教育事業の強化

当社が展開する音楽教室では、ミュージックデータや自動伴奏等、電子楽器の特徴的機能を音楽性の向上に効果的に活かす独自の考え方「ism（イズム）」に基づく新しいレッスンスタイルを提唱しています。今後もより本格的で高品質なレッスンコースや、幅広い年齢層を対象に「楽しみ」を軸とした新しいレッスンをご提案し、事業強化を図ります。

⑥ ショップ・イン・ショップ展開による流通強化

様々な商品が溢れる中にあっても、当社商品を十分に理解していただいた上で購入いただくために、販売店様との提携により、店舗内に当社商品専門の販売スペースを設置するショップ・イン・ショップをグローバルに展開しています。充実した商品展示と専任販売員の接客により、当社商品の魅力を直接お客様にお伝えします。

現在では、バンド演奏や音楽制作の楽しみをご提案する「Roland Planet（ローランド・プラネット）」、「Roland Planet」をコンパクトにした「Roland Planet X（ローランド・プラネット・エックス）」、楽器演奏の楽しみをご家庭にお届けする「Roland Foresta（ローランド・フォレスタ）」の3つの形態で展開しており、日本国内では合計100拠点を超えました。今後は、生活の質を向上するソリューション、新しい興味を刺激するアプリケーション、音楽を通じた豊かなコミュニケーション等、「Better Life with Music」のご提案により、お客様の豊かな音楽生活をトータルでサポートしていきます。

⑦ 業務改革の推進

2008年4月に新たな基幹情報システムを導入し、稼働を開始しました。国内子会社を含む3社の設計、生産、販売、会計という幅広い業務領域をカバーする統合情報システムです。引続き本システムを有効活用し、業務の標準化と効率化、省力化を実現し、業務全体の付加価値向上を目指します。

また、良好な内部統制を整備、維持していくためのインフラとしても活用を図ります。

【コンピュータ周辺機器事業】

① グローバルブランディングの展開

2010年初頭より統一したブランドメッセージ「Imagine.」を採用し、コーポレートロゴと合わせてグローバルに展開しています。「Imagine.」は経営の基本方針にある「イメージをカタチに」をシンプルに強く訴求するものであり、見る人に対して「自由にImagine.（想像）してください」というメッセージを投げかけると同時に「そのImagine.をカタチにします」という約束を表明するものです。世界中のどこであっても誰が見ても同じイメージで認識していただけるように、また「Imagine. と言えば、ローランド ディー. ジー. である」と直感的に理解していただけるように、ブランドイメージをグローバルで構築していきます。

② DVE (Digital Value Engineering) の推進

急速に変化する社会において、その求めるニーズは多様化しています。従来の手法を見直し、デジタル技術やIT化によるプロセスの変革を通して期間短縮やコスト削減等、新たな付加価値を生み出すことが必要かつ重要になります。お客様に対しては、お客様の視点から付加価値を創出し、満足度の向上を図るトータル・ソリューションの提案、社内では開発、製造、営業やその他各部門がそれぞれの立場で価値創造のためのプロセスの変革、業務内容の改善を行っていきます。こうした「社会の変化に対応し、プロセスの変革を通して、新たな付加価値を創造する」ことをDVEと定義しています。今後ともDVEをより一層、推進していきます。

③カラー&3D(業務用大型カラープリンターと3次元入出力装置)戦略の継続展開

今後とも、引続き「カラー&3D」の基本路線に沿って、経営資源を集中し、トータル・ソリューションの提供による積極的な営業展開を図ります。

④営業網の拡充

文化や習慣の異なる中で地域特性に応じた営業体制の強化や拠点間の連携を一段と強め、またグループ全体でグローバルな人材の活用等、経営資源の有効活用を図ります。今後も引続きグローバルな営業網の強化、整備に努めます。

⑤開発及び生産体制の強化

製品開発にはより一層の迅速性と新技術、高付加価値が求められており、選択と集中を図りつつ積極的な開発投資を行っていきます。また、生産面では、デジタル屋台生産方式をより一層進展させることにより、生産性及び品質の向上、フレキシブル生産の強化、コストダウンを図ります。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品開発に伴う金型投資等を中心に電子楽器事業においては7億39百万円、コンピュータ周辺機器事業においては2億23百万円、総額9億62百万円の設備投資を実施しました。

4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 (2007年3月期)	第36期 (2008年3月期)	第37期 (2009年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (2010年3月期)
売 上 高(百万円)	95,259	108,560	100,506	75,034
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	10,455	13,090	6,050	△541
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	3,701	3,621	1,047	△2,090
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	147円40銭	144円22銭	41円72銭	△83円99銭
総 資 産(百万円)	93,116	98,692	93,886	81,675
純 資 産(百万円)	73,331	78,689	71,499	68,277

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき計算しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期 (2007年3月期)	第36期 (2008年3月期)	第37期 (2009年3月期)	第38期 (当期) (2010年3月期)
売 上 高(百万円)	37,062	42,139	40,330	30,355
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	3,970	3,961	2,545	△436
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	2,002	2,549	1,013	△118
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	79円77銭	101円55銭	40円37銭	△4円75銭
総 資 産(百万円)	49,135	50,015	54,376	47,341
純 資 産(百万円)	44,001	45,152	45,344	43,636

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき計算しております。

5. 重要な子会社の状況 (2010年3月31日現在)

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ボ ス 株 式 会 社	40百万円	100%	電子楽器の開発
ローランド エスジー株式会社	350百万円	100%	電子楽器の製造
ローランド ディー. ジー. 株式会社	36億68百万円	40.0%	コンピュータ周辺機器の製造販売
Roland Europe S. p. A.	EUR 9,928千	100%	電子楽器の製造
Rodgers Instruments Corporation	US\$ 36,500千	100%	電子楽器の製造販売
Roland Corporation U. S.	US\$ 545千	100%	電子楽器の販売
Roland (U. K.) Ltd.	Stg. £ 5,019千	99.7%	電子楽器の販売
Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.	EUR 3,300千	100%	電子楽器の販売
Roland DGA Corporation	US\$ 4,196千	87.4% (87.4)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Canada Ltd.	CAN\$ 7千	79.4%	電子楽器の販売
Roland Central Europe n. v.	EUR 75千	70.0%	電子楽器の販売
Roland DG Benelux n. v.	EUR 72千	70.0% (70.0)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Italy S. p. A.	EUR 1,550千	100%	電子楽器の販売
Roland DG (U. K.) Ltd.	Stg. £ 3,383千	97.5% (97.5)	コンピュータ周辺機器の販売
Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S	DKr 600千	85.0%	電子楽器の販売
Roland Iberia, S. L.	EUR 2,214千	96.2%	電子楽器の販売
Roland Corporation Australia Pty Ltd	A\$ 833千	81.0%	電子楽器の販売
Roland Systems Group U. S.	US\$ 6,000千	100%	電子楽器の販売
Roland Digital Group Iberia, S. L.	EUR 106千	97.7% (97.7)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland DG Mid Europe S. r. l.	EUR 1,000千	98.0% (98.0)	コンピュータ周辺機器の販売
Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.	R\$ 15,780千	98.9%	電子楽器、コンピュータ周辺機器の販売
Roland DG North Europe A/S	DKr 5,000千	100% (100)	コンピュータ周辺機器の販売
Cakewalk, Inc.	US\$ 34千	60.1%	電子楽器の製造販売

- (注) 1. 当社の出資比率の()内は、間接所有による出資比率を内数で記載しております。
2. Cakewalk, Inc. は、その重要性が増したため、当連結会計年度より重要な子会社に含めております。
3. ローランド エンジニアリング株式会社は、2009年4月1日付にて、当社が吸収合併いたしました。
4. Rodgers Instruments LLCは、2009年5月29日付にて、Rodgers Instruments Corporation に社名を変更いたしました。

6. 主要な事業内容 (2010年3月31日現在)

ローランド・グループは、電子楽器及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでいます。

事業別セグメントの当連結会計年度における売上高と構成比は、次のとおりです。

事業別セグメントの名称	品 目	売 上 高	売上構成比
電 子 楽 器 事 業	電 子 楽 器	18,364百万円	24.5%
	ギター関連電子楽器	9,018	12.0
	家庭用電子楽器	9,628	12.8
	映像・音響及びコンピュータ・ミュージック機器	5,714	7.6
	そ の 他	2,760	3.7
	小 計	45,486	60.6
コンピュータ周辺機器事業	プリンター、プロッタ他	29,547	39.4
合 計		75,034	100.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

7. 主要な営業所及び工場等 (2010年3月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地
当 社	本 社 工 場	浜松市北区
	都田工場・都田試験センター	浜松市北区
	松 本 工 場	長野県松本市
	浜 松 研 究 所	浜松市北区
	浜 松 流 通 セ ン タ ー	浜松市中区
	東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区
	大 阪 オ フ ィ ス	大阪市北区
ローランド ディー.ジー.株式会社	本 社 工 場	浜松市北区
	都 田 事 業 所	浜松市北区
ポ ス 株 式 会 社	本 社	浜松市中区
Roland Europe S. p. A.	本 社 工 場	Acquaviva Picena, Italy
Roland Corporation U.S.	本 社	Los Angeles California, U.S.A.
Rodgers Instruments Corporation	本 社 工 場	Hillsboro Oregon, U.S.A.

(注) 当社松本工場は、ローランド エスジー株式会社に賃貸しております。

8. 使用人の状況 (2010年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子楽器事業	1,789名	18名減
コンピュータ周辺機器事業	910名	9名増
合計	2,699名	9名減

(注) 上記のほか、臨時使用人として期中平均雇用人員268名がおります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
845名	39名増	42歳1ヶ月	17年4ヶ月

(注) 上記のほか、出向社員3名、臨時使用人として期中平均雇用人員192名がおります。

9. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、当社100%出資の連結子会社であるローランド エンジニアリング株式会社を2009年4月1日付で吸収合併し、同社の営んでいました遊技機用音声再生チップ、カラオケ用音源ボード等の開発製造並びにOEM販売の事業に関する全ての権利義務を承継しています。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2010年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式総数 25,572,404株
3. 株主数 5,458名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
財団法人ローランド芸術文化振興財団	2,335千株	9.8%
梯 郁 太 郎	1,507	6.3
TAIYO FUND. L.P.	1,291	5.4
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,187	5.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	1,124	4.7
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	754	3.2
ローランド社員持株会	732	3.1
株式会社りそな銀行	561	2.4
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	421	1.8
HSBC BANK PLC - MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	368	1.5

(注) 当社は自己株式1,783,960株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2010年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	田 中 英 一	営業部門、技術部門担当 ローランド エスジー(株)代表取締役社長
専務取締役	西 澤 一 朗	管理部門、監査室担当
常務取締役	近 藤 公 孝	MI開発部門、RSG営業部担当、 特機事業部長
取 締 役	柳 瀬 和 也	CK開発部門、品質保証部担当
取 締 役	池 上 嘉 宏	生産部門担当、プロダクション部長
取 締 役	木 下 裕 史	総務・人事部門担当、人事部長
取 締 役	刀 祢 雅 広	オルガンマーケティング室長
取 締 役	水 本 浩 一	DTMP開発部門担当、DTMP開発部長
取締役相談役	檀 克 義	
取 締 役	富 岡 昌 弘	ローランド ディー.ジー.(株)代表取締役社長、 Roland DG North Europe A/S取締役会長
取 締 役	デニス・フーリハン	Roland Corporation U.S. 取締役社長兼CEO
取 締 役	ジョン・ブース	Roland (U.K.) Ltd. 取締役会長、 Roland DG (U.K.) Ltd. 取締役会長
取 締 役	佐 藤 克 昭	佐藤経済研究所所長、浜松学院大学教授
常勤監査役	河 合 保	
常勤監査役	上 野 博 司	
監 査 役	川 島 実	アルタスコンサルティング代表
監 査 役	前 川 三 喜 男	石塚硝子(株)社外監査役、 伊勢湾海運(株)社外監査役、 公認会計士前川三喜男事務所所長、 愛知淑徳大学教授

(注) 1. 取締役 佐藤克昭氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 川島 実氏及び前川三喜男氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 河合 保氏及び前川三喜男氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 河合 保氏は、通算3年2ヶ月にわたり決算手続き及び財務諸表の作成等の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役 前川三喜男氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役 佐藤克昭氏、監査役 川島 実氏及び前川三喜男氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届出ております。
5. 取締役 デニス・フリーハン氏は、2010年4月1日付をもって、Roland Corporation U.S. 取締役会長に就任しております。

(決算期後の異動)

2010年4月1日付をもって、取締役の担当が次のとおり変更となりました。

氏 名	異 動 後	異 動 前
田 中 英 一	営業部門担当	営業部門、技術部門担当
柳 瀬 和 也	技術部門、C K開発部門、品質保証部担当	C K開発部門、品質保証部担当
池 上 嘉 宏	生産部門担当	生産部門担当、プロダクション部長
刀 祢 雅 広	オルガン開発部門担当、オルガンマーケティング室長	オルガンマーケティング室長
水 本 浩 一	レコーダー開発部長	D T M P 開発部門担当、D T M P 開発部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	159,780千円
監 査 役	4名	38,900千円
合 計	15名	198,680千円

(注) 取締役及び監査役の報酬等の総額の最高限度額は、2007年6月22日開催の第35期定時株主総会において、取締役については年額250,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役については年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 佐藤克昭氏、監査役 川島 実氏及び前川三喜男氏の重要な兼職の状況は、本招集ご通知16頁「Ⅲ会社役員に関する事項 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。当社とこれらの法人等との間に特別な関係はありません。

- (2) 主要取引先等の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	佐 藤 克 昭	同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、経営の専門家としての見地から審議事項及び報告事項に関して必要な発言を行っております。
監査役	川 島 実	同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査役会9回の全てに出席し、経営の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について、助言及び提言を行っております。
監査役	前 川 三 喜 男	同氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に、また、監査役会9回のうち8回に出席し、会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について、助言及び提言を行っております。

- (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (5) 社外役員に対する報酬等の総額

支給人員	支給額
3名	17,900千円

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、2009年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことに伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更しております。

2. 会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	69百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

3. 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬以外の報酬は、国際コンサルティング業務に対する報酬です。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

7. 連結子会社の監査

当社の重要な海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の者（所在国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する所在国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり決議しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び企業倫理順守の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、管理部門担当役員が委員長の任にあたります。その基本方針として「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」を策定し、取締役を含めた全従業員の指針とします。
- ② 「役員就業規則」により、取締役として要求される法令順守や行動規範を定め、その順守を義務付けます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」、「文書管理規程」及び関連諸規程に基づき、適切に保管、管理を行うとともに情報セキュリティを確保します。
- ② 当社に係る情報を適時、適切に開示するため「情報開示規程」を策定し、管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクについては、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスク管理基本規程」を策定し、リスク管理委員会を設置します。
- ② 法令や定款に違反する行為については、社内通報制度によりリスクの認識を行い、是正措置及び再発防止策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催することとし、必要に応じて適宜臨時に開催することとします。
- ② 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にします。
- ③ 取締役の任期を1年とすることで事業年度における経営責任の明確化を図ります。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス委員会において、法令、定款及び企業倫理順守の基本方針となる「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」の周知徹底を図るとともに使用人の教育や指導にあたります。
 - ② 法令、定款及び企業倫理に違反する行為については、法律事務所を窓口とした社内通報制度を設けることにより速やかに是正措置及び再発防止策を講じる体制を整備し、自浄作用を高めます。また、必要に応じて法律事務所の指導と助言を受けることができる体制とします。
 - ③ 内部監査部門である監査室において、内部統制の有効性の確認、改善点の指摘を行います。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 創業以来の一貫した基本的方針である「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンをローランド・グループ全てに適用する行動指針とします。
 - ② ローランド・グループの関係会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切に管理監督を行える体制とします。
 - ③ 金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制の整備・構築を推進します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、監査室の要員に対し、その職務の補助者として必要に応じて、監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。
- (8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査室の要員の評価、任命、解任、人事異動については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保します。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会を原則として毎月1回開催することとし、事前に審議事項及び報告事項に係る資料を監査役に配付します。

② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会、会計監査人と代表取締役による意見交換会を開催するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針としています。

(2) 整備状況

- ① 「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」において、行動基準の1つとして上記の基本方針を定め、全役職員に周知しています。
- ② 不当要求への対応統括部署である総務部及びコンプライアンス室に、公安委員会に届出した不当要求防止責任者を配置しています。
- ③ 企業防衛を目的に設置された「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、対応統括部署が中心となって、反社会的勢力に関する情報収集及び知識習得に努めるとともに、不当要求等の事案が発生した場合は、当該協議会、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告及び相談を行う体制にしています。
- ④ 社内各部門及び事業所に不当要求対策の手引書を配布するとともに、「静岡県企業防衛対策協議会」より入手した不当要求事例については、社内のイントラネットを通じてタイムリーに全役職員に紹介し、被害防止対策に努めています。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量取得行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は創業以来、日本初、世界初となる最高の性能を持った最高級の製品を世界市場に提供してきました。ローランド製品の奏でる世界は今日まで楽器業界に大きな影響を与え、世界の音楽、芸術、文化の向上、振興に大きく貢献してきました。当社は、「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンを掲げ、このスローガンに含まれる「創造」、「BEST」、「共感」こそが当社の企業価値を形成し、利益向上の源泉となっています。国内外の関連会社、従業員が一体となって3つのスローガンの実践に努めることが、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様のご期待に応えることになるものと確信しています。

当社は、1972年に電子楽器メーカーとして創業し、その翌年には、国産初のシンセサイザー「SH-1000」を発売するなど、常に電子楽器の先駆者として世界の音楽シーンをリードしてきました。近年は、電子楽器の製造・販売にとどまることなく、グループ会社を通じて、長年の電子楽器製造で得た技術資産を活用したコンピュータ周辺機器事業にも注力しています。

時代の変化に柔軟に対応し、多くの日本初、世界初の製品を生み出してきた技術力とグローバルな事業体制をベースに、量的な豊かさではなく質的な豊かさを追求し、「創造」を担うものとしての社会的責任を強く意識するとともに、従業員、顧客、取引先その他のステークホルダー等からの共感を重視することでこれらの方々との間で広く良好な関係を継続してきました。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記のとおり、当社は長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、「音」と「音楽」への情熱と、卓越した研究開発力で、世界のスタンダードにもなった数々のオリジナル技術を開発してきました。「ローランド」のブランド価値の維持、向上のためには、クリエイティブな商品の開発力、高度で幅広い知識、ノウハウ等を有する人材の育成、研究開発、グローバルかつ独自の生産・販売体制の整備等が不可欠であると考えています。

当社の経営にあたっては、かかる状況を深く理解し、これら企業価値・株主共同の利益の源泉を中長期的に確保及び向上させなければならず、当社株式を大量に取得しようとする者にこのような状況に関する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は大きく毀損されることとなります。

加えて、ローランド・グループは海外子会社等を含む多くのグループ関連会社から成り立ち、グループ全体で、当社製品の開発・製造・販売・アフターサービス等の一連の複合的な事業を営んでいます。

従って、かかる有機的結合により得られるシナジー、グループ戦略、その他当社の企業価値の要素を十分に把握し、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を正確に判断するに際し、当社取締役会が判断のための情報提供等を行うことが重要であると考えています。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社は、2007年6月22日開催の第35期定時株主総会における承認可決の決議の下、当社株式の大量取得行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。その概要は次に記載のとおりです。なお、本プランの全文につきましては、以下のインターネット上の当社ホームページで開示しています。

<http://www.roland.co.jp/news/index.html>

(2007年5月11日付のニュースリリース)

① 本プランの概要

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害する恐れがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2010年6月18日に開催される本定時株主総会の終結の時までとしています。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

③ 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は(ii) 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを変更又は廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 上記各取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組みについて

上記(2)記載の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として採用されているものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 本プランについて

当社は、次の諸点を考慮することにより、本プランが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的を持って導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、第35期定時株主総会における承認可決の決議により導入しました。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしています。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本プランは、2010年6月18日に開催される本定時株主総会の終結の時をもって、有効期間満了により失効いたします。当社は、本プラン導入後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、2010年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を改定し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として本プランに所要の変更を行った上で新たに再導入（以下「新プラン」といいます。）することを決定し、同日付で公表いたしました。改定後の基本方針及び新プランの内容につきましては、本招集ご通知に添付の株主総会参考書類第3号議案の「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件」（56頁から76頁）をご参照ください。

4. 利益配分に関する基本方針

当社は、新たな成長につながる戦略投資に必要な内部留保を確保すると同時に、株主の皆様への利益還元を積極的に進めることを基本方針としており、配当性向で単体30%以上、連結20%以上、若しくは1株当たり年間配当金20円以上を目標としています。また中間期末日及び期末日を基準として、年2回の配当実施を原則としています。

◎本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。但し、1株当たり当期純利益につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2010年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,342,269	流動負債	10,516,321
現金及び預金	20,467,753	支払手形及び買掛金	3,507,364
受取手形及び売掛金	10,013,453	短期借入金	422,987
商品及び製品	14,643,182	一年以内返済予定長期借入金	42,486
仕掛品	317,820	未払法人税等	186,749
原材料及び貯蔵品	3,750,236	繰延税金負債	1,634
繰延税金資産	1,302,074	賞与引当金	1,146,354
その他	4,241,135	製品保証引当金	430,967
貸倒引当金	△393,386	その他	4,777,777
固定資産	27,333,531	固定負債	2,881,770
有形固定資産	17,995,726	長期借入金	257,914
建物及び構築物	7,937,733	繰延税金負債	146,393
機械装置及び運搬具	778,854	再評価に係る繰延税金負債	187,289
工具器具備品	1,429,937	退職給付引当金	160,447
土地	7,825,547	その他	2,129,725
建設仮勘定	23,653	負債合計	13,398,092
無形固定資産	1,642,414	(純資産の部)	
のれん	126,542	株主資本	55,668,412
ソフトウェア	1,373,705	資本金	9,274,272
ソフトウェア仮勘定	56,546	資本剰余金	10,801,192
その他	85,619	利益剰余金	37,360,369
投資その他の資産	7,695,390	自己株式	△1,767,421
投資有価証券	2,844,585	評価・換算差額等	△4,338,847
長期貸付金	605,278	<small> </small> その他有価証券評価差額金	162,677
繰延税金資産	701,733	<small> </small> 土地再評価差額金	△1,498,983
その他	3,645,616	<small> </small> 為替換算調整勘定	△3,002,540
貸倒引当金	△101,824	少数株主持分	16,948,143
資産合計	81,675,801	純資産合計	68,277,708
		負債・純資産合計	81,675,801

連結損益計算書

（自 2009年4月1日
至 2010年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		75,034,027
売 上 原 価		46,467,253
売 上 総 利 益		28,566,774
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,379,932
営 業 損 失		813,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	232,411	
為 替 差 益	421,444	
そ の 他	350,608	1,004,464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	235,004	
売 上 割 引	388,978	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	7,312	
そ の 他	101,878	733,173
経 常 損 失		541,867
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	46,346	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	35,666	
固 定 資 産 売 却 益	19,258	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	780	
出 資 金 売 却 益	663	102,714
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	41,240	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	44,747	
の れ ん 一 括 償 却 額	304,193	390,181
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		829,333
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	539,504	
法 人 税 等 調 整 額	900,911	1,440,416
少 数 株 主 損 失		178,955
当 期 純 損 失		2,090,794

連結株主資本等変動計算書

（自 2009年4月1日）
（至 2010年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2009年3月31日 残高	9,274,272	10,801,209	40,259,611	△689,158	59,645,935
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△627,701	—	△627,701
当期純損失(△)	—	—	△2,090,794	—	△2,090,794
自己株式の取得	—	—	—	△1,078,336	△1,078,336
自己株式の処分	—	△17	—	74	56
連結子会社の増加に伴う減少高	—	—	△180,746	—	△180,746
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△17	△2,899,242	△1,078,262	△3,977,522
2010年3月31日 残高	9,274,272	10,801,192	37,360,369	△1,767,421	55,668,412

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2009年3月31日 残高	43,930	△1,498,983	△4,000,370	△5,455,422	17,309,353	71,499,866
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△627,701
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△2,090,794
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,078,336
自己株式の処分	—	—	—	—	—	56
連結子会社の増加に伴う減少高	—	—	—	—	—	△180,746
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	118,746	—	997,829	1,116,575	△361,210	755,365
連結会計年度中の変動額合計	118,746	—	997,829	1,116,575	△361,210	△3,222,157
2010年3月31日 残高	162,677	△1,498,983	△3,002,540	△4,338,847	16,948,143	68,277,708

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

ボス(株)、ローランド エスジー(株)、ローランド ディー、ジー、(株)、Roland Europe S.p.A.、Rodgers Instruments Corporation、Roland Corporation U.S.、Roland (U.K.) Ltd.、Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.、Roland DGA Corporation、Roland Canada Ltd.、Roland DG Benelux n.v.、Roland Central Europe n.v.、Roland Italy S.p.A.、Roland DG (U.K.) Ltd.、Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S、Roland Iberia, S.L.、Roland Corporation Australia Pty Ltd.、Roland Systems Group U.S.、Roland Digital Group Iberia, S.L.、Roland DG Mid Europe S.r.l.、Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.、Roland DG North Europe A/S、Cakewalk, Inc.

非連結子会社の数 14社

Roland Taiwan Electronic Music Corporation、Roland DG Australia Pty. Ltd.、Edirol Europe Ltd.、その他11社

なお、前連結会計年度において連結子会社であったローランド エンジニアリング(株)は、当連結会計年度において当社が吸収合併したため、連結の範囲から除外しています。また、前連結会計年度において持分法非適用非連結子会社であったCakewalk, Inc.は、重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めており、前連結会計年度において持分法適用関連会社であったRoland Taiwan Electronic Music Corporationは、同社の意思決定を実質的に支配していると認められたため、当連結会計年度より、持分法適用非連結子会社としています。

非連結子会社Roland Taiwan Electronic Music Corporation、Roland DG Australia Pty.Ltd.、Edirol Europe Ltd.等合計14社については、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社のうちRoland Taiwan Electronic Music Corporationに対する投資額については持分法を適用しています。

その他の非連結子会社13社及び関連会社5社については、合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用していません。持分法を適用していない会社はRoland DG Australia Pty.Ltd.、Roland (Switzerland) AG及びEdirol Europe Ltd.等です。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ボス(株)、ローランド エスジー(株)及びローランド ディー、ジー、(株)は、連結計算書類提出会社と同一です。上記以外の子会社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

当社及び国内連結子会社 …………… 主として総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

在外連結子会社 …………… 主として先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品 …………… 主として最終仕入原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ハ. デリバティブ …………… 時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） … 主として定率法

ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	31～50年
工具器具備品	2～6年

- ロ、無形固定資産（のれんを除く） …… 主として定額法
 ただし、当社及び国内連結子会社が所有する市場販売目的のソフトウェアについては販売可能有効期間における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。
- ハ、リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。
 なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ、貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ、賞与引当金 …… 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ハ、製品保証引当金 …… 製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しています。
- ニ、退職給付引当金 …… 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。
 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から費用処理しています。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当該会社の会計期間における期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めています。
- ⑤ 消費税等の処理方法
 税抜方式で処理しています。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。
- (6) のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については10年以内の均等償却を行っています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

① 担保に供している資産	
Roland Corporation Australia Pty Ltdの全資産	1,238,464千円
② 上記に対応する債務	
長期借入金（一年以内返済予定のものを含む）等	41,289千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	25,139,709千円
(3) 保証債務	
従業員銀行借入保証	68,734千円
得意先債務支払保証	223,355千円
計	292,090千円
(4) 手形割引高	705,301千円
(5) 訴訟	

当社の連結子会社ローランド ディー・ジー・株式会社の米国子会社であるRoland DGA Corporationは、米国に本社のあるGerber Scientific International, Inc. 社から同社の米国特許権の侵害をしているとして、損害賠償請求（金額の明示なし）及びRoland DGA Corporationに対する当該特許技術を利用した製品の製造、販売及び販売促進行為等の差し止め及び同製品の回収命令の申し立てを内容とする訴訟を2007年1月30日に提起されました。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,168,083千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,572,404株

(2) 配当に関する事項

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2009年6月19日 定時株主総会	普通株式	376,622	15	2009年3月31日	2009年6月22日
2009年11月6日 取締役会	普通株式	251,079	10	2009年9月30日	2009年12月10日
計		627,701			

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2010年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- ① 配当金の総額 237,884千円
- ② 1株当たり配当金 10円
- ③ 基準日 2010年3月31日
- ④ 効力発生日 2010年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金及び投融資資金について、自己資金又は外部借入により賄うこととしています。外部借入の場合、短期借入金は主として運転資金として使用し、長期借入金は主として設備投資資金として使用しています。資金運用については短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定しています。デリバティブ取引は、実需に基づいて行い、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その一部は市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

デリバティブ取引は、主として為替変動リスクを回避するために行っており、外貨建金銭債権債務の残高や外貨建営業取引に係る輸出入実績等を踏まえ、必要な範囲内での為替予約取引を利用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては、社内管理規程に基づき、顧客の信用状況を十分調査するとともに営業債権の期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っています。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握しています。

デリバティブ取引については、社内管理規程に定められた決裁手続を経て、実需の範囲で格付けの高い金融機関と取引を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2010年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差 額
(1) 現金及び預金	20,467,753	20,467,753	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,013,453	10,013,453	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,796,605	1,796,605	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,507,364)	(3,507,364)	—
(5) デリバティブ取引	(92,975)	(92,975)	—

（※）負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

（注）

1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっています。
- (4) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (5) デリバティブ取引
デリバティブ取引については為替予約取引を利用しており、時価は先物為替相場によっています。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,047,979千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。
6. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,157円75銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 83円99銭 |

貸借対照表

(2010年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,775,964	流動負債	3,363,307
現金及び預金	5,085,345	買掛金	1,698,805
受取手形	79,782	未払金	717,174
売掛金	4,891,595	未払費用	92,707
商品及び製品	3,073,976	未払法人税等	86,136
仕掛品	193,166	預り金	45,665
原材料及び貯蔵品	1,861,477	賞与引当金	655,557
繰延税金資産	384,545	製品保証引当金	53,745
関係会社短期貸付金	983,235	その他	13,514
未収入金	1,001,001	固定負債	342,275
その他	223,158	長期未払金	80,318
貸倒引当金	△1,320	再評価に係る繰延税金負債	187,289
固定資産	29,565,687	退職給付引当金	68,561
有形固定資産	8,248,677	その他	6,105
建物	3,090,612	負債合計	3,705,582
機械及び装置	361,629	(純資産の部)	
工具器具備品	511,739	株主資本	44,975,972
土地	4,189,924	資本金	9,274,272
その他	94,770	資本剰余金	10,801,192
無形固定資産	764,558	資本準備金	10,800,378
ソフトウェア	671,694	その他資本剰余金	813
その他	92,863	利益剰余金	26,667,928
投資その他の資産	20,552,451	利益準備金	847,654
投資有価証券	1,831,631	その他利益剰余金	25,820,273
関係会社株式	14,090,931	固定資産圧縮積立金	49,929
関係会社出資金	3,348,825	別途積立金	25,844,000
関係会社長期貸付金	555,000	繰越利益剰余金	△73,655
繰延税金資産	297,534	自己株式	△1,767,421
差入保証金	270,462	評価・換算差額等	△1,339,903
その他	158,182	其他有価証券評価差額金	159,080
貸倒引当金	△115	土地再評価差額金	△1,498,983
資産合計	47,341,651	純資産合計	43,636,068
		負債・純資産合計	47,341,651

損 益 計 算 書

（自 2009年4月1日
至 2010年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,355,444
売 上 原 価		23,471,611
売 上 総 利 益		6,883,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,144,361
営 業 損 失		1,260,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	931,130	
そ の 他	34,399	965,529
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70,311	
為 替 差 損	47,650	
そ の 他	23,824	141,787
経 常 損 失		436,785
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,826	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,676	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	391,157	
関 係 会 社 特 別 配 当 金	700,000	1,096,661
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	23,842	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,094	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,083,938	1,119,875
税 引 前 当 期 純 損 失		460,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△7,148	
法 人 税 等 調 整 額	△334,696	△341,845
当 期 純 損 失		118,154

株主資本等変動計算書

(自 2009年4月1日
至 2010年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2009年3月31日残高	9,274,272	10,800,378	830	10,801,209
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△17	△17
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△17	△17
2010年3月31日残高	9,274,272	10,800,378	813	10,801,192

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合 計		
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
2009年3月31日残高	847,654	49,929	25,344,000	1,172,200	27,413,784	△689,158	46,800,108
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立	—	—	500,000	△500,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△627,701	△627,701	—	△627,701
当期純損失(△)	—	—	—	△118,154	△118,154	—	△118,154
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,078,336	△1,078,336
自己株式の処分	—	—	—	—	—	74	56
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	500,000	△1,245,856	△745,856	△1,078,262	△1,824,136
2010年3月31日残高	847,654	49,929	25,844,000	△73,655	26,667,928	△1,767,421	44,975,972

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2009年3月31日残高	43,659	△1,498,983	△1,455,323	45,344,784
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△627,701
当期純損失(△)	—	—	—	△118,154
自己株式の取得	—	—	—	△1,078,336
自己株式の処分	—	—	—	56
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	115,420	—	115,420	115,420
事業年度中の変動額合計	115,420	—	115,420	△1,708,716
2010年3月31日残高	159,080	△1,498,983	△1,339,903	43,636,068

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品 …………… 総平均法による原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く) … 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

工具器具備品 2～6年

ロ. 無形固定資産 …………… 定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては販売可能有効期間における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

ハ. リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

ニ. 長期前払費用 …………… 定額法(主として5年で償却)

(5) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- ハ. 製品保証引当金 …………… 製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績に基づく見込額を計上しています。
- ニ. 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
- なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式で処理しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,855,833千円
(2) 保証債務	
Roland Corporation Australia Pty Ltd （銀行からの借入保証）	42,635千円
Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH. （銀行からの借入保証）	14,588千円
Roland Systems Group U.S.（銀行からの借入保証）	12,095千円
その他（銀行からの借入保証）	55,571千円
計	124,890千円
(3) 手形割引高	245,685千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	3,806,080千円
短期金銭債務	605,670千円
(5) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務	80,300千円
（注）将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務です。	
(6) 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。	

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,168,083千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分表示したものを除く）

営業取引による取引高	
売上高	18,663,034千円
仕入高	6,755,009千円
営業取引以外の取引高	908,650千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,783,960株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	10,321千円
減価償却否認額	127,779千円
関係会社株式評価損	1,208,927千円
関係会社出資金評価損	281,332千円
有価証券評価損	172,120千円
未払費用否認額	46,693千円
賞与引当金否認額	260,583千円
長期未払金否認額	31,919千円
退職給付引当金否認額	27,253千円
繰越外国税額控除	98,239千円
税務上の繰越欠損金	273,194千円
その他	48,912千円
繰延税金資産小計	2,587,277千円
評価性引当額	△1,731,893千円
繰延税金資産合計	855,384千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△32,940千円
その他有価証券評価差額金	△109,072千円
その他	△31,291千円
繰延税金負債合計	△173,304千円
繰延税金資産の純額	682,079千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している事務機器、車両運搬具等があります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
役員等	梯 郁太郎	-	-	当社特別顧問	-	当社特別顧問	顧問料の支払 (注)1	12,000	-	-	
				財団法人ローランド芸術文化振興理事			直接6.3	寄附金の支払	35,000	-	-
				アトリエビジョン代表取締役			費用の立替	15,043	未収金立替金	666	
				増資の引受 (注)2			10,000	-	-		
				業務委託料の支払			12,000	未払金	1,050		
費用の立替	86,303	未収金立替金	6,190								

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社特別顧問 梯 郁太郎氏との取引は、顧問に関する内規に基づき決定しています。
2. アトリエビジョン(株)への出資は、同社の行った追加出資の募集に応じたものです。
3. 財団法人ローランド芸術文化振興財団及びアトリエビジョン(株)との取引は、いわゆる第三者のための取引です。
4. 上記の取引条件ないし取引条件の決定方針等については、諸条件を勘案して決定しています。
5. 上記の取引金額には消費税等を含まず、期末残高のうち消費税等の課税対象取引の残高については消費税等を含んでいます。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Roland Corporation U.S.	Los Angeles California U.S.A.	US \$ 千545	電子楽器販売	直接100	当社の販売	商品の販売(注)1	5,576,838	売掛金	1,041,284
							減資(注)2	1,109,421	—	—
							資金の貸付(注)3 貸付金の回収	558,964 1,566,507	短期貸付金	787,354
子会社	Roland Central Europe n.v.	Oevel (Westerlo) Belgium	EUR千75	電子楽器販売	直接70.0	当社の販売	商品の販売(注)1	2,115,616	売掛金	476,195
子会社	Rodgers Instruments Corporation	Hillsboro Oregon U.S.A.	US \$ 千36,500	電子楽器製造	直接100	当社の製造	出資	1,551,712	—	—
子会社	Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.	Cotia Sao Paulo Brazil	R \$ 千15,780	電子楽器販売	直接98.9	当社の販売	増資	499,514	—	—
							資金の貸付(注)3 貸付金の回収	98,426 598,426	—	—
子会社	ローランド エスジー株式会社	長野県松本市	千円350,000	電子楽器製造	直接100	当社の製造	増資	700,000	—	—
子会社	ボス株式会社	浜松市中区	千円40,000	電子楽器開発	直接100	当社の開発	配当金の受取(注)4	830,000	—	—
子会社	Roland Taiwan Electronic Music Corporation	台湾台北	NT \$ 122,000	電子楽器製造	直接50.0	当社の製造	貸付金の回収	390,000	短期貸付金 長期貸付金	40,000 530,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は各社との取引基本契約に基づき、市場価格・総原価を勘案して決定しています。
2. Roland Corporation U.S. より、同じく連結子会社であるRodgers Instruments Corporationの全株式を取得し、同社を当社の直接の子会社としたものです。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
4. 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,834円34銭
1株当たり当期純損失	4円75銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年4月30日

ローランド株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 文彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローランド株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローランド株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年4月30日

ローランド株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 文彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローランド株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2009年4月1日から2010年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2010年5月7日

ローランド株式会社	監査役会
常勤監査役 河合保	Ⓢ
常勤監査役 上野博司	Ⓢ
社外監査役 川島実	Ⓢ
社外監査役 前川三喜男	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当期は当期純損失を計上することとなり、また繰越利益剰余金が73百万円のマイナスとなっておりますが、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	600,000,000円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	600,000,000円
---------	--------------

2. 期末配当金に関する事項

期末配当金につきましては、今後の事業展開の一層の拡大に備え、企業体質の強化を図るため、内部留保にも配慮いたす一方、業績を勘案し行うこととしております。

当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円（年間配当金は中間配当金10円と合わせて20円）といたします。この場合の配当総額は237,884,440円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2010年6月21日といたします。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役 田中英一、西澤一郎、近藤公孝、柳瀬和也、池上嘉宏、木下裕史、刀祢雅広、水本浩一、檀 克義、富岡昌弘、デニス・フーリハン、ジョン・ブース、佐藤克昭の13名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役の員数を2名減員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	田中英一 [たなか ひでかず] (1958年11月21日生)	1977年3月 当社入社 1991年6月 当社ロッテルダム事務所長 1995年7月 Roland Corporation U.S. 駐在 1997年11月 当社海外営業部長 2001年6月 当社取締役就任 2001年8月 当社営業部門担当(現) 2003年5月 当社ロジャース営業部長 2005年4月 当社代表取締役社長就任(現) 2006年4月 当社M I 開発部門担当 当社技術部門担当 (重要な兼職の状況) ローランド エスジー(株)代表取締役社長	28,597株
2	西澤一郎 [にしざわ いちろう] (1948年6月30日生)	1987年7月 当社入社 1992年4月 当社営業業務部長 1995年6月 当社取締役人事部長就任 1998年4月 当社総務・人事部長 1998年6月 当社常務取締役就任 2001年1月 当社社長室長 2001年8月 当社企画・業務部門担当 2002年4月 当社総務・人事部門担当 当社業務部門担当 2002年7月 当社社長室長 2005年6月 当社専務取締役就任(現) 2005年7月 当社管理部門担当(現) 2006年4月 当社監査室担当(現) 2006年6月 当社生産部門担当	19,979株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	近藤 公孝 [こんどう きみたか] (1956年12月8日生)	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社D T M P 営業部長 2000年4月 エディロール インターナショナル(株)へ出向 2001年1月 当社D T M P 開発部長 2001年6月 当社取締役就任 2006年4月 当社D T M P 開発部門担当 2006年6月 当社常務取締役就任(現) 2007年4月 当社M I 開発部門担当(現) 当社アンブ開発部長 当社R S G 営業部長 2007年8月 当社V ボーカルプロジェクト担当 2009年4月 当社R S G 営業部担当(現) 当社特機事業部長(現)	17,708株
4	柳瀬 和也 [やなせ かずや] (1960年10月21日生)	1989年10月 当社入社 1999年6月 当社C K プロジェクト部長 2001年1月 当社ピアノ開発部長 2002年4月 当社執行役員 2005年4月 当社C K 開発部門担当 2005年6月 当社取締役就任(現) 2006年4月 当社C K 事業部門担当 2007年4月 当社品質保証部担当(現) 2008年4月 当社C K 開発部門担当(現) 2010年4月 当社技術部門担当(現)	6,201株
5	池上 嘉宏 [いけがみ よしひろ] (1959年11月4日生)	1978年3月 当社入社 1990年4月 ボス(株)へ転籍 1999年6月 同社取締役就任 2002年7月 同社取締役社長就任 2007年4月 当社執行役員生産部門担当 2007年6月 当社取締役就任(現) 当社生産部門担当(現) 2008年3月 当社資材部長 2009年12月 当社プロダクション部長	6,891株
6	木下 裕史 [きのした ひろし] (1958年11月18日生)	1981年3月 当社入社 2001年8月 当社人事部長(現) 2005年6月 当社執行役員 2009年4月 当社総務部、情報システム部担当 2009年6月 当社取締役就任(現) 2009年7月 当社総務・人事部門担当(現)	7,989株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	刀 祢 雅 広 [とね まさひろ] (1962年3月27日生)	1985年3月 当社入社 2001年1月 当社オルガン開発部長 2002年4月 当社執行役員 2009年1月 当社オルガンマーケティング室長(現) 2009年4月 当社RMS運営部担当 2009年6月 当社取締役就任(現) 2010年4月 当社オルガン開発部門担当(現)	2,124株
8	三 木 純 一 [みき じゅんいち] (1955年3月1日生)	1977年3月 当社入社 1994年4月 当社細江プロジェクト部マネージャー 1994年6月 当社取締役就任 1996年10月 当社開発担当 1999年6月 当社常務取締役就任 2000年4月 当社都田開発部長 2001年1月 当社マーケティング企画室長 当社新規-I 開発部長 2001年8月 当社開発部門担当 2002年4月 当社取締役就任 当社技術サポート部門担当 2003年6月 当社品質保証部担当 2005年7月 当社技術スタッフ部門担当 2006年4月 当社開発スタッフ部門担当 2006年10月 当社クラシックプロジェクト担当 2007年6月 当社執行役員(現) 2008年10月 当社クラシック開発部長(現)	6,207株
9	Dennis Houlihan [デニス・フーリハン] (1950年3月24日生)	1993年7月 Roland Corporation U.S. 入社 同社取締役社長就任 2005年1月 同社CEO就任 2006年6月 当社取締役就任(現) 2010年4月 Roland Corporation U.S. 取締役会長 就任(現) (重要な兼職の状況) Roland Corporation U.S. 取締役会長	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	John Booth [ジョン・ブース] (1950年2月8日生)	1996年3月 Roland (U.K.) Ltd.入社 同社代表取締役社長就任 2006年6月 当社取締役就任(現) 2010年1月 Roland (U.K.) Ltd.取締役会長就任(現) (重要な兼職の状況) Roland (U.K.) Ltd.取締役会長、 Roland DG (U.K.) Ltd.取締役会長	一株
11	佐藤 克昭 [さとう かつあき] (1944年1月26日生)	1966年4月 (株)静岡銀行入行 1977年12月 財団法人静岡経済研究所へ出向 1998年6月 同財団法人専務理事就任 1999年1月 (株)静岡銀行退職、同財団法人へ転籍 2005年6月 同財団法人副理事長就任 2007年6月 同財団法人顧問就任 2008年6月 同財団法人退職、佐藤経済研究所所 長就任(現) 2008年6月 当社取締役就任(現) 2009年4月 浜松学院大学教授就任(現) (重要な兼職の状況) 佐藤経済研究所所長、浜松学院大学教授	1,877株

- (注) 1. ジョン・ブース氏は、当社の製品販売先であるRoland (U.K.) Ltd. の取締役会長であります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項
佐藤克昭氏は、社外取締役候補者であります。同氏に関する事項は次のとおりであります。
- ① 同氏は、長年にわたる企業経営及び経済の研究、事業支援等の豊富な経験と幅広い見識から、既に当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場で監督及び助言をいただいております。今後も引続き当社取締役会に対して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - ② 当社は、同氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届出ております。
 - ③ 同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、2007年5月11日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量取得行為に関する新たな対応方針（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）の導入を決議し、2007年6月22日開催の当社定時株主総会においてご承認いただきました。現行プランの有効期間は、2007年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2010年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとされているため、現行プランは、本定時株主総会の終結の時をもって失効することになります。

当社は、現行プラン導入後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における買収防衛策の在り方につき、その後も検討を重ねてまいりました。その結果、2010年5月7日開催の当社取締役会において、現行プランの失効を機に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を改定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現行プランの内容を改定した上、新たに導入する（以下、現行プランを改定したものを「本プラン」といいます。）ことを決定いたしました。つきましては、本プランの継続導入についてのご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必

要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って改定し、導入されるものです。

本プランの導入に関する当社の考え方は次のとおりです。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして現行プランを改定し、導入することといたしました。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。2010年3月31日現在における当社の株式の状況は、本招集ご通知15頁「II会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を

行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用、株主意思確認株主総会の開催

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害する恐れがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役又は（iii）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細は下記(2)「本プランの発動に係る手続」(f)をご参照ください。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関しての株主の皆様意思を確認することがあります。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の①又は②に該当する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者、買付者等を被支配法人等⁹とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等に関する情報を含みます。）

- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付等の価額の算定根拠
- ⑤ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑥ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑦ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) ①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（世界20ヶ国に展開する子会社及び関連会社合計43社を含む当社グループの事業規模より、当社グループ内での情報収集に要する時間並びに情報を多面的に分析・検討・評価する必要性に鑑み、原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したのも含みます。）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d) ③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等による買付等の意向の表明時点、独立委員会検討期間の開始時点、独立委員会検討期間の終了時点において、独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会又は当社取締役会が適

切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長期間及び理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、引続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉などを行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日まででは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日まででは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て

を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(f)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(f) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 上記(d) ①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認株主総会の承認を得べき旨の留保を付した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認株主総会の開催に要する時間などを勘案した上で株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、会社法及び当社の定款に基づき、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の

無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)乃至(f)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

発動事由その1

本プランに定める手続を順守しない買付等であり（当該買付等の内容を判断するため又は当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要とされる時間・情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

(a) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等である場合

- ① 株式等を買収し、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

- (c) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
 - (d) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
 - (e) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等であると合理的な根拠をもって判断できる場合
 - (f) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド価値並びに従業員、取引先、顧客及びグループ会社等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範

囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込の取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹⁰、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹¹、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①乃至④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥上記①乃至⑤記載の者の関連者¹²（以下、①乃至⑥に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、一定の例外事由¹³が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有す

る者のうち、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2012年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを変更又は廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2010年5月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(ご参考)

本プランの内容は上記のとおりですが、当社は、本プランは以下3. のとおり当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の時

位の維持を目的とするものではないと考えており、また、本プランの株主の皆様への影響については以下4. のとおりとなります。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

3. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的を持って導入されていること

本プランは、上記1. (2) 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記1. (2) 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として導入されるものです。

また、上記2. (2) 「本プランの発動に係る手続」(f)にて記載したとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができますこととしています。

加えて、上記2. (6) 「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記2.(1)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本プランの導入当初において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。))。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及び2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社の取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (6) 「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主及び投資家の皆様に与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2) 「本プランの発動に係る手續」(d) ①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権

の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がありますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、交付される当社株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

但し、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、特定買付者等が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付さないものとします。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 9 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 10 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 13 具体的には(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が（i）当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は（ii）20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。但し、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、下記①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長

- ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員の候補者

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐藤 克昭（さとう かつあき）

- 1966年4月 株式会社静岡銀行入行
- 1999年1月 同行退職、財団法人静岡経済研究所へ転籍
- 2005年6月 同財団法人副理事長就任
- 2007年6月 同財団法人顧問就任
- 2008年6月 同財団法人退職、佐藤経済研究所所長就任（現職）
- 2008年6月 当社社外取締役就任（現職）
- 2009年4月 浜松学院大学教授就任（現職）

川島 実（かわしま みのる）

- 1991年4月 アルタスコンサルティング設立、代表就任（現職）
- 1999年4月 龍谷大学経営学部教授就任
- 2001年6月 当社社外監査役就任（現職）
- 2003年6月 日本バルカー工業株式会社社外取締役就任

前川 三喜男（まえかわ みきお）

- 1988年5月 監査法人トーマツ代表社員就任
- 1997年6月 同監査法人退職
- 1997年7月 公認会計士前川三喜男事務所設立、税理士開業登録（現職）
- 2001年6月 伊勢湾海運株式会社社外監査役就任（現職）
- 2002年6月 石塚硝子株式会社社外監査役就任（現職）
- 2004年4月 愛知淑徳大学准教授就任
- 2004年6月 当社社外監査役就任（現職）
- 2009年4月 愛知淑徳大学教授就任（現職）

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト (<http://daiko-sb.gcan.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
※ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。
- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく必要はございません。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2010年6月17日（木曜日））午後5時15分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続きの方法

- (1) <http://daiko-sb.gcan.jp> にアクセスしてください。

「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法



バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

- (2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。
※ 「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。
- (4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンによるインターネット接続の場合
 - ① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver. 5.0以上、又はNetscape Communicator Ver. 4.5以上を使用できること。
 - ② 招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver. 5.0以上を使用できること。
(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標又は商標です。)
- (3) 携帯電話によるインターネット接続の場合
 - ① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
 - ② 以下のサービスが利用可能であること。
EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ
(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo! Inc. の登録商標又は商標です。)

4. お問い合わせ先（通話料無料）

- (1) インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部（ITヘルプデスク）
電話 0120-911-860 [受付時間：24時間]
- (2) 上記以外の株式にかかる各種お問い合わせ先
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター
◆株式事務に関するご照会 電話 0120-255-100
◆特別口座に関するご照会 電話 0120-351-465
[受付時間 9：00～17：00（土、日、祝祭日、年末年始を除く）]

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクトシティホテル浜松 4階 平安の間
電話 (053) 459-0111

交 通 JR浜松駅北口下車 徒歩5分
○ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください
ますようお願い申し上げます。

